

建築確認の対象（建築物）

令和5年4月1日現在

適用区域	建築分類	建築確認申請を必要とする場合（法6条1項）			
		用途・構造 (法別表第1(イ)、施行令115の3)	規模 (法)	工事種別	提出先
全域	1号	劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場	左記用途に供する部分の床面積の合計>200㎡	新築 増築 改築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替 特殊建築物への用途変更	1 行政庁 県、県土木事務所及び奈良市、橿原市及び生駒市の建築主事 2 指定確認検査機関
		病院、患者の収容施設がある診療所・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎・児童福祉施設等			
		学校・体育館・博物館・美術館・図書館・ボーリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場			
		百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店・物品販売業を営む店舗(10㎡を超えるもの)			
		倉庫			
		自動車車庫・自動車修理工場・映画スタジオ・テレビスタジオ			
全域	2号	木造の建築物	階数 ≥ 3 又は延面積>500㎡、高さ>13m若しくは軒の高さ>9m	同上	
全域	3号	木造以外の建築物	階数 ≥ 2 又は延面積>200㎡	同上	
都市計画区域内又は知事の指定区域	4号	1～3号以外の建築物	規模に関係なし	新築・増築 改築・移転	